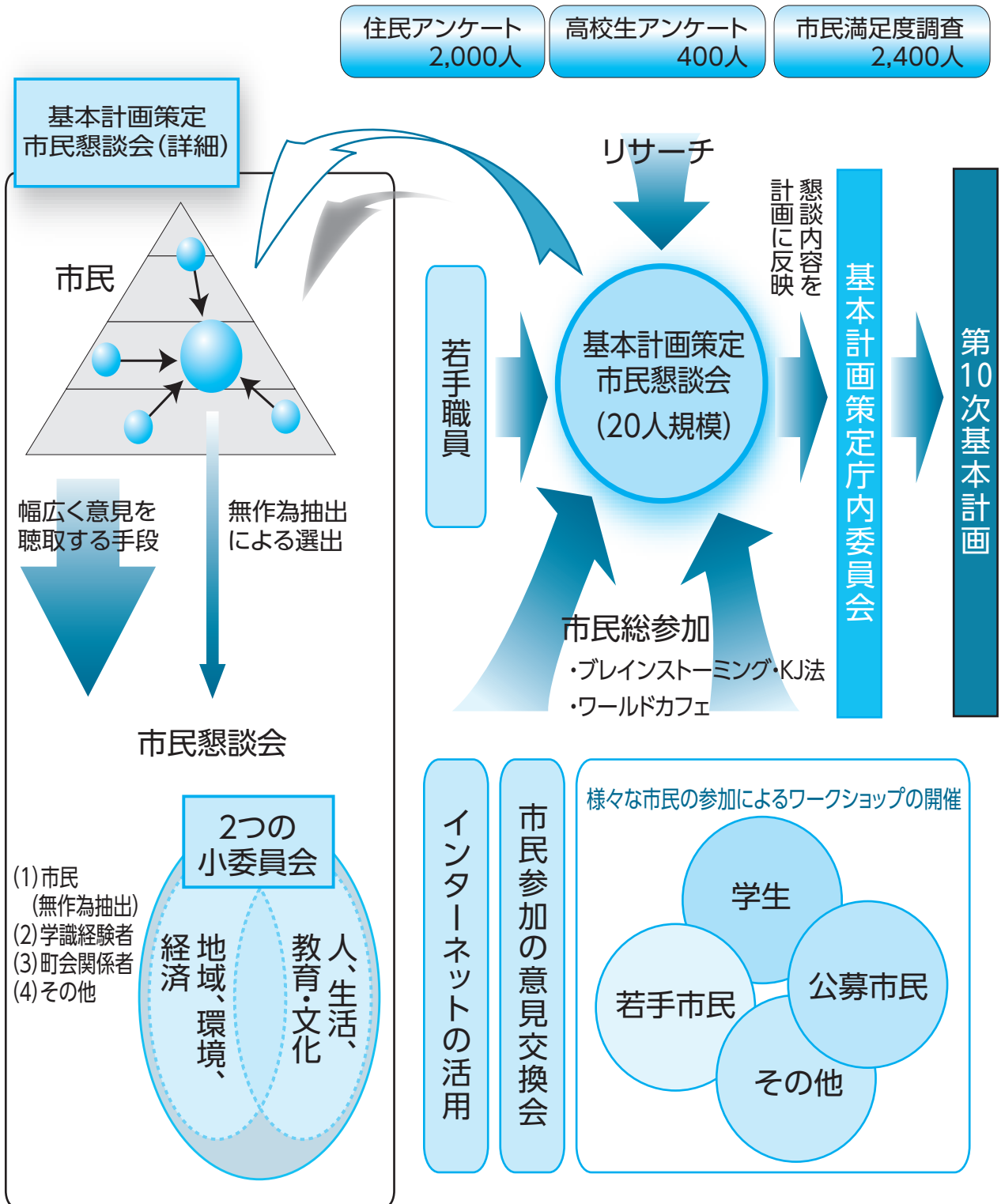


VI 付属資料

総合計画（第10次基本計画）策定体制



松本市総合計画策定市民懇談会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民と行政が協働し、本市の新しいまちづくりの指針となる松本市総合計画を策定するため、松本市総合計画策定市民懇談会（以下「市民懇談会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 市民懇談会は、松本市総合計画の策定に当たり、市長の求めに応じ、必要な事項について意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 市民懇談会は、概ね20人の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 町会関係者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から松本市総合計画が策定される日までの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 市民懇談会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、市民懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民懇談会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

(小委員会)

第7条 市民懇談会に、専門の事項について検討するため、小委員会を置くことができる。

(庶務)

第8条 市民懇談会の庶務は、政策部政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年12月2日から施行する。
(松本市総合計画策定市民会議設置要綱の廃止)
- 2 松本市総合計画策定市民会議設置要綱（平成16年告示第352号）は、廃止する。

市民懇談会名簿

	氏名	所属団体名	小委員会	備考
会長	藤本 圭作	信州大学医学部	人、生活、教育・文化	
副会長	畑井 治文	松本大学総合経営学部 観光ホスピタリティ学科	地域、環境、経済	
	井上 真由巳	松本市健康づくり推進員連合会	人、生活、教育・文化	
	清水 里絵	ワーク・ライフ・バランスコンサルタント	人、生活、教育・文化	
	山本 桂子	市民活動 松本都市デザイン学習会代表	地域、環境、経済	
	野見山 哲生	松本市環境審議会	地域、環境、経済	
	赤松 啓至	会社顧問	地域、環境、経済	
	豊嶋 さおり	学都松本推進協議会 図書館協議会委員	人、生活、教育・文化	
	大澤 好市	松本市町会連合会	地域、環境、経済	第1回
	平林 大喬	松本市町会連合会	人、生活、教育・文化	第1回、第4回
	草間 秀	松本市町会連合会	地域、環境、経済	第2回、第3回
	丸山 祐弘	松本市町会連合会	人、生活、教育・文化	第2回、第3回
	田口 義彦	松本市町会連合会	地域、環境、経済	第4回
	末次 克洋		人、生活、教育・文化	
	山本 万由花		地域、環境、経済	第1回、第2回
	本田 亜也子		地域、環境、経済	
	遠藤 春江		地域、環境、経済	第1回
	山崎 啓吾		地域、環境、経済	
	坂本 翼		人、生活、教育・文化	
	小林 陽子		人、生活、教育・文化	第1回、第2回
	宮木 真珠子		人、生活、教育・文化	
	山田 敏輝		地域、環境、経済	

松本市基本計画策定庁内委員会組織図

委員長：副市長

副委員長：教育長

委員16名

総務部長
政策部長
財政部長
危機管理部長
地域づくり部長
文化・スポーツ部長
環境部長
健康福祉部長
こども部長
農林部長
商工観光部長
建設部長
上下水道局長
病院局長
教育部長
議会事務局長

事務局

事務局長：政策部長

事務局
政策部政策課

部内策定チーム

- ・ 責任者：部局長
- ・ 各課長・各課庶務担当係長等で構成

作業部会

- ・ 計画策定に携わる係長以下で構成

松本市基本計画策定庁内委員会 名簿

◎委員長 ○副委員長 □事務局長

H26年度

	職名	氏名
◎	副市長	坪田 明男
○	教育長	吉江 厚
	総務部長	高山 満
□	政策部長	大石 幹也
	財政部長	鳥村 晃
	危機管理部長	青木 敏和
	市民環境部長	古畑 斉
	健康福祉部長	武井 保典
	こども部長	福嶋 良品
	農林部長	勝家 秀夫
	商工観光部長	寺沢 健
	建設部長	上條 一正
	上下水道局長	丸山 悦男
	病院局長	丸山 貴史
	教育部長	宮川 雅行
	議会事務局長	栗原 信行

H27年度

	職名	氏名
◎	副市長	坪田 明男
○	教育長	赤羽 郁夫
	総務部長	福嶋 良品
□	政策部長	矢久保 学
	財政部長	鳥村 晃
	危機管理部長	嵯峨 宏一
	地域づくり部長	古畑 斉
	文化スポーツ部長	寺沢 和男
	環境部長	小出 光男
	健康福祉部長	丸山 貴史
	こども部長	麻原 恒太郎
	農林部長	塩原 資史
	商工観光部長	川上 正彦
	建設部長	上條 一正
	上下水道局長	丸山 悦男
	病院局長	齊川 久誉
	教育部長	宮川 雅行
	議会事務局長	栗原 信行

H28年度

	職名	氏名
◎	副市長	坪田 明男
○	教育長	赤羽 郁夫
	総務部長	福嶋 良品
□	政策部長	矢久保 学
	財政部長	鳥村 晃
	危機管理部長	嵯峨 宏一
	地域づくり部長	宮川 雅行
	文化スポーツ部長	寺沢 和男
	環境部長	土屋 雄一
	健康福祉部長	丸山 貴史
	こども部長	伊佐治 裕子
	農林部長	塩原 資史
	商工観光部長	川上 正彦
	建設部長	小出 光男
	上下水道局長	横内 悦夫
	病院局長	齊川 久誉
	教育部長	守屋 千秋
	議会事務局長	麻原 恒太郎

事務局（政策課）

職名	氏名
課長	嵯峨 宏一
課長補佐	伊佐治 修
係長	前澤 典子
係長	宮尾 穰
主査	忠地 智司
主査	三井 康弘
主査	山本 修平
主事	関川 佳史

事務局（政策課）

職名	氏名
課長	横内 俊哉
課長補佐	前澤 典子
課長補佐	近藤 潔
係長	宮尾 穰
主査	三井 康弘
主査	山本 修平
主任	山崎 浩幸

事務局（政策課）

職名	氏名
課長	横内 俊哉
課長補佐	布山 智子
課長補佐	近藤 潔
課長補佐	宮尾 穰
主査	三井 康弘
主任	山崎 浩幸
主事	吉池 祐司

第10次基本計画の策定経過

日程	会議等	内容等
26. 10. 10～	市民意識調査	11.7まで
11. 20	庁議	策定方法等の協議
25	第1回庁内委員会	策定方針等の協議
12. 12	総務委員協議会	取組状況を報告
27. 1. 30	庁議	市民意識調査結果（速報）報告
2. 6	総務委員協議会	市民意識調査結果（速報）報告
2. 10	庁議	市民懇談会の開催について
12	第2回第庁内委員会	市民意識調査結果速報
27	松本未来会議	市民参加型のワークショップ①
3. 15	第1回基本計画策定市民懇談会	策定方針・現状等への意見聴取
4. 14	庁議	市民ワークショップの開催について
5. 11	庁議	市民意識調査結果（最終版）報告
27	松本未来会議Ⅱ	市民参加型のワークショップ②
6. 30～	各部局策定チームの検討	政策の方向、基本施策、実施計画
7. 4	第2回基本計画策定市民懇談会	素々案（案）への意見聴取
10. 7～	各部局策定チームの検討・確認	全体構成、各基本施策の指標等
11. 17	第3回庁内委員会	素々案の確認
30	部長会議	素々案について
30～	各管内策定チームの検討	28.1.28まで修正作業を繰り返す
12. 8	各部庶務担当係長への説明会	
28. 2. 1～	事務局内調整	2.16各部局へ事務局調整案送付
3. 1	第4回庁内委員会	素案（案）の協議
1～	各管内策定チームの検討	素案（案）の内容確認・修正
4. 8	庶務担当係長会議	市長公約、政策戦略会議結果の反映
8～	各管内策定チームの検討	〃
5. 17～	各管内策定チームの検討	事務局案の確認・修正
25	第5回庁内委員会	案の協議
6. 6	庁議	案の協議
13	議員協議会	案の協議
15～	パブリックコメント	7.15まで
22～	6月定例会一般質問	
7. 3	第4回基本計画策定市民懇談会	案の協議
8. 2	第6回庁内委員会	案の最終協議
24	定例庁議	決定
9. 5	議員協議会	第10次基本計画の報告

松本市民憲章 (昭和52年10月24日議決)

松本市は、北アルプスの山なみと城の風姿に象徴される美しいまちです。

私たちは、このふるさとに誇りをもち、幸せで豊かなまちづくりをめざして、つぎの三つの願いを貫きます。

- 1 松本市民は、おたがいの連帯感をつよめ、自由と自治を尊重しましょう。
- 1 松本市民は、人間性をつちかう教育を重んじ、文化をたいせつにしましょう。
- 1 松本市民は、自然を愛し、まちの緑とすんだ川を守りましょう。

都市宣言

○安全都市宣言（昭和37年3月29日宣言）

最近の我国産業経済活動は、経済の高度成長にともない、いちじるしい伸長を示しているが、これにともなって、交通災害、家庭災害、水、火災等各種災害は非常な勢いで増加しつつあり、大きな社会問題として真に憂慮すべきものがある。

特に、本市は、中部経済圏の有力な産業都市として発展期を迎えつつあるが、一方各種災害も年ごとに増加の一途をたどり、市民生活をおびやかしつつある現状で、今後益々激増するものと思われ、人命の尊重、経済的損失等市民経済の健全な発展の見地から看過できない現状である。

かかる事態に適切な対処をなし、交通、産業等各種災害の脅威から市民を守り安全を確保するため、市民における、安全組織の連けいのもとに、市民の総力を結集し、安全意識を高め、各種災害に対する安全施策を講じ、明るく住みよい都市建設を目標としてここに、松本市「安全都市」とすることを宣言する。

○公明選挙都市宣言（昭和38年3月7日宣言）

民主政治の基盤は選挙である。

従ってこの健全な発展を期するためには選挙が公明適正に行われなければならない。

しかるに、近時における選挙の在り方は、その理想に反し真に寒心に堪えないものがある。

このときにあたり、市民の代表である本市議会は、ここに決意を新たにするとともに、市民すべての熱意と希望を結集して、これが実現を期するために、松本市を公明選挙都市とすることを宣言する。

○心身障害者福祉都市宣言（昭和49年6月28日宣言）

松本市は、社会連帯の理念に基づき、心身障害者の福祉を増進することを目標として住みよい環境づくりを行い、ここに「心身障害者福祉都市」とすることを宣言する。

- 1 すべての公共団体及びその機関は、心身に障害のある人々が安心して明るい生活が送れるよう積極的な施策を講じ、各種制度の新設や、施設、設備等の改善に努めるものとする。
- 2 すべての市民は、心身に障害のある人々に対する理解と認識を深めるとともに、親切心をもって福祉の増進に協力するよう努めるものとする。
- 3 すべての企業は、心身に障害のある人々の生活を容易にするため、施設、設備等の改善、雇用機会の増進等に努めるものとする。
- 4 すべての心身障害者は、その有する機能を積極的に活用することにより、障害をのりこえ、自ら進んで社会経済活動に参加するよう努めるものとする。

○部落解放都市宣言（昭和51年9月28日宣言）

人はだれでも自由と平等を願い健康で豊かな生活を求めている。そうであるのに、この当然の願いが因習や偏見のためにゆがめられ、いまなお差別されている人々や差別されている地域が存在している。部落差別があるかぎり松本に正しい意味の幸福は無い。未解放地区があるかぎり松本に正しい意味の文化は無い。われわれひとりひとりの正しい認識と理解と実践によって、部落の完全解放を実現しよう。部落問題の解決こそ人間のまことの始まりであり、全市民のつとめである。

ここに、同和対策事業特別措置法の主旨を守り、差別をなくして明るい住みよい松本市を築くために「部落解放都市」の宣言をする。

○音楽とスポーツ都市宣言（昭和60年9月26日宣言）

松本市民は、教育を重んじ、文化を尊ぶ長い伝統とすぐれた風土をもっている。

いま、健康でやすらぎとうるおいのある市民生活が強く求められているとき、私たち市民は、この伝統と風土のもとに、音楽を愛し、スポーツに親しみ、真に活力と魅力ある郷土づくりを進めるため、ここに松本市を「音楽とスポーツ都市」とすることを宣言する。

○平和都市宣言（昭和61年9月25日宣言）

世界の恒久平和は人類共通の願いである。

われわれは、平和を愛するすべての人々とともに、核兵器の廃絶と戦争のない明るい住みよいあすの郷土を願い、ここに「平和都市」の宣言をする。

○暴力追放都市宣言（昭和63年2月24日宣言）

松本市民は、教育と文化を尊ぶ長い伝統とすぐれた風土にはぐくまれ、幸せで豊かなくらしとまちづくりをめざしている。

特に、暴力団の不法行為により、善良な市民生活が脅かされ、ふるさとの平和と安全がそこなわれることは断じて許されることではない。

私たち市民は、暴力団の反社会的行為をはじめとするすべての暴力の根絶をはかるため、全市民の総意により、ここに松本市を「暴力追放都市」とすることを宣言する。

○〈献血・献眼・献腎〉三献運動推進都市宣言（平成9年3月13日宣言）

健康は、私たちすべての願いである。

病気やけがで、輸血を必要としている人がたくさんいる。また、視覚障害で視力を失った人や人工透析を続けている人がいる。これらの人々の根本的治療法は、角膜移植であり、腎臓移植である。

そのため、多くの人があたたかい善意の申出を待ち続けている。こうした願いをかなえるためには、献血・献眼・献腎の運動、三献運動の輪を大きく広げることが必要である。

私たち市民は、健康と生命を守る三献運動を推進し、共に支え合うあたたかいまち、健康で明るいまちを目指し、ここに松本市を「〈献血・献眼・献腎〉三献運動推進都市」とすることを宣言する。

○健康寿命延伸都市宣言（平成25年3月14日宣言）

健やかでいきいきと暮らすことは、私たちの共通の願いです。

そのためには、自らの心と体、そして、私たちが暮らす松本のまちが健康であることが大切です。

私たち松本市民は、一人ひとりの「いのち」と「暮らし」を尊重し、「健康寿命」の延伸につながる人と社会の「健康づくり」をめざし、ここに松本市を「健康寿命延伸都市」とすることを宣言します。

市章 (昭和13年1月6日制定)



外側の円は、陽春の若松を表し、市の将来の円満な発展を象徴しています。

円の中心は、「本」の字によって六合を表し、宇宙に本市の光輝発揚を願い、形は雪の結晶を表しています。

また、突起の部分は、北アルプスの山岳を意味し、六角は、松本藩6万石の歴史的意味、あるいは、旧藩主戸田氏の六星紋所の意味も含まれています。

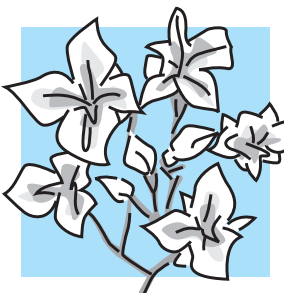
市の木・市の花 (昭和49年9月26日制定)



市の木：あかまつ

内陸性で雨量の少ない松本地方でよく育ち、祝賀のシンボルとして使われ、市章にも図案化されています。

山地だけではなく。平地にまであかまつ林が見られるのは、松本平の特色です。



市の花：れんげつつじ

美ヶ原高原、鉢伏山などに大群落がみられ、高原性の野生つつじの代表格です。花の形がれんげに似ていることから、その名が付けられました。

通称、おにつつじとも言われています。

松本市総合計画

基本構想2020・第10次基本計画

平成28年 8 月策定

発行 松 本 市
松本市丸の内 3 番 7 号
TEL 0263-34-3000(代表)

編集 松本市政策部政策課

印刷 電算印刷株式会社
松本市筑摩1-11-30
TEL 0263-25-4329(代表)

松本市ホームページアドレス
<http://www.city.matsumoto.nagano.jp>

